

注 文 書

契約番号 2025000840

件 名 令和7年度 大崎市道路台帳データ補正業務

場 所 大崎市全域

期 間 令和 8年 3月19日

添 付 書 類

1. 特 記 仕 様 書
2. 位 置 図
3. 参 考 明 細 書

担当課 大崎市 建設部 建設課

特 記 仕 様 書

第 1 章 総則

第1条 適用

- 1 本業務は総て大崎市契約規則、宮城県土木工事共通仕様書委託編によるほか、本特記仕様書に基づき適正に業務を行うものとする。
- 2 本特記仕様書は、大崎市（以下「甲」という。）が発注する「令和7年度大崎市道路台帳データ補正業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条 目的

- 1 本業務は、道路法第28条及び同法施行規則第4条の2に基づく道路台帳整備のための道路台帳図データ作成ならびに道路台帳調書の作成を行うものである。
- 2 作成された道路台帳図データ並びに道路台帳調書データについては、平成19年度「大崎市道路台帳統合システム整備業務委託」で導入された、道路台帳管理システム、道路台帳閲覧システムに対してセットアップを行うものである。

第3条 関係法令及び条例の遵守

- 1 受注者（以下「乙」という。）は、業務の実施にあたり、本特記仕様書に定めるほか、関連する最新の関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。
 - (1) 測量法（昭和24年6月 法律第188号）
 - (2) 測量法施行規則（昭和24年9月 建設省令第16号）
 - (3) 道路法（昭和27年6月 法律第180号）
 - (4) 道路法施行規則（昭和27年8月 建設省令第25号）
 - (5) 大崎市公共測量作業規程
 - (6) 地理情報標準プロファイル/JPGIS
 - (7) 日本メタデータプロファイル/JMP2.0
 - (8) 大崎市諸規則
 - (9) その他の関係法令並びに諸規則等

第4条 業務概要

- 1 本業務の作業概要は、以下のとおりである。
 - (1) 計画準備
 - (2) 既存路線数値図化レベル1, 000
 - ①作業計画 0. 23km²
 - ②現地調査 0. 23km²
 - ③数値図化 0. 23km²
 - ④数値編集 0. 23km²
 - ⑤補測編集 0. 23km²
 - ⑥数値地形図データファイル作成 0. 23km²
 - ⑦構造物修正 2箇所
 - ⑧構造化データ作成 4. 60km
 - ⑨横断面作成 15箇所
 - (3) 新規路線数値図化レベル1, 000
 - ①作業計画 0. 11km²
 - ②現地調査 0. 11km²
 - ③数値図化 0. 11km²
 - ④数値編集 0. 11km²
 - ⑤補測編集 0. 11km²
 - ⑥数値地形図データファイル作成 0. 11km²
 - ⑦構造物修正 1箇所
 - ⑧構造化データ作成 2. 20km
 - ⑨横断面作成 7箇所
 - (4) 調書データ作成
 - ①既存路線 4. 60km
 - ②新規路線 2. 20km
 - (5) システム更新
 - ①路線網図データ修正・出力 1式
 - ②調書データ更新 1823. 07km
 - ③更新データインストール・システム環境設定 1式
 - ④報告書作成 1式
 - (6) 点検結果等インストール
 - ①点検箇所ポイントデータ入力（橋梁・法面） 200箇所
 - ②属性データ整理（橋梁・法面） 200箇所
 - ③関連ファイル整理（橋梁・法面） 200箇所

第5条 技術者要件

- 1 本作業を計画・管理・指示する管理技術者は、作業に精通したものであるとともに測量法第48条に基づき登録された「測量士」の資格を有するものとする。また、照査技術者は、公益社団法人日本測量協会が認定する「空間情報総括監理技術者」の資格を有するものとする。
- 2 前項の従事する技術者について、その証となる資格者証の写しを提出すること。

第6条 個人情報保護の確保

- 1 本業務の履行にあたって「乙」は、セキュリティ確保について細心の注意を図らねばならない。
- 2 セキュリティの確保にあたり「乙」は、企業の取り組みとして、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の公的資格である「プライバシーマーク」及び「ISMS」（情報セキュリティマネジメントシステム）の双方の公的認証を保有しているものとし、これらの認証に基づき、個人情報に関する適切な保護措置を講ずるものとする。
- 3 また前項の公的資格について、その証となる認証の写しを提出すること。

第7条 守秘義務

- 1 「乙」は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第8条 提出書類

- 1 「乙」は、「甲」が指定した様式により、契約締結後に下記の関係書類を遅滞無く提出しなければならない。
 - (1) 着手届
 - (2) 工程表
 - (3) 配置技術者届
 - (4) ISO9001（品質マネジメントシステム）
 - (5) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）
 - (6) プライバシーマーク
- 2 「乙」が「甲」に提出する書類で様式が定められていないものは、「乙」において様式を定め、提出するものとする。
- 3 ただし、「甲」がその様式を指定した場合はこれに従わなければならない。

第9条 業務計画書

- 1 「乙」は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、「甲」に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) その他
- 3 「乙」は業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度「甲」に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 「甲」が指示した事項については、「乙」はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第10条 打合せ等

- 1 業務を適正かつ円滑に実施するため、「甲」と「乙」は常に密接な連絡をとり、業務の方針及

び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度「乙」が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

- 2 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、「甲」と「乙」は打合せを行うものとし、その結果について「乙」が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 「乙」は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに「乙」と協議するものとする。

第11条 関係機関への手続き等

- 1 「乙」は、業務の実施に当たって、「乙」が行う関係機関等への手続きの際に協力しなければならない。また、「乙」は業務を実施するため、関係機関に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 「乙」が関係機関から交渉を受けたときは、遅滞無くその旨を「甲」に報告し協議するものとする。

第12条 地元関係者との交渉等

- 1 地元関係者への説明、交渉等は、「甲」が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、「乙」はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、「乙」は地元関係者に誠意を持って接しなければならない。
- 2 「乙」は、屋外で行う業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

第13条 土地への立ち入り等

- 1 「乙」は、屋外で業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。
- 2 「乙」は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書発行願を「甲」に提出し身分証明書の発行を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。
なお、「乙」は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を「甲」に返却しなければならない。

第14条 成果物の提出

- 1 「乙」は業務が完了したときは、成果品を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 「乙」は、調査委員が指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても成果品の部分引渡しを行うものとする。

第15条 検査

- 1 「甲」は、業務の検査に先立って「乙」に対して前もって検査日を通知するものとする。
この場合において「乙」は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査については必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は「乙」の負担とする。
- 2 検査は、「甲」及び「乙」（管理技術者・照査技術者）の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 業務成果品の検査
 - (2) 業務管理状況の検査

第16条 修補

- 1 「甲」は、修補の必要があると認めた場合には、「乙」に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 2 「甲」が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は「甲」の指示に従うものとする。

第17条 安全等の確保

- 1 「乙」は、屋外で行う業務に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 「乙」は、屋外で行う業務実施中に事故が発生した場合には、直ちに「甲」に報告するとともに、「甲」が指示する様式により事故報告書を速やかに「甲」に提出し、「甲」から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第18条 資料の貸与及び返却

- 1 「甲」は、以下の関係資料を「乙」に貸与するものとする。

(1) 数値地形図データ	1式
(2) 道路台帳構造化データ	1式
(3) 道路台帳調書データ	1式
(4) 市道認定網図データ	1式
(5) 大崎市道路台帳整備基準書	1式
(6) 空中写真撮影成果（税務課撮影）	
①デジタル空中写真画像データ（tiff形式）	1式
②同時調整計算結果（テキスト形式）	1式
(7) その他「甲」が必要と認める資料	1式
- 2 「乙」は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに「甲」に返却するものとする。
- 3 「乙」は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に取り扱い、損傷してはならない。万一損傷した場合には、「乙」の責任と費用負担において修復するものとする。

第19条 業務履行期限及び納入場所

- 1 本業務の履行期限は、令和8年3月19日までとする。
- 2 また、成果品の納入場所は、大崎市 建設部 建設課とする。

第20条 著作権、所有権、及び使用権許諾契約

- 1 本業務による成果品の著作権・所有権は、全て「甲」に帰属するものとする。
- 2 但し、使用するソフトウェアの著作権・所有権は、全て「乙」、あるいはソフトウェア開発主体に帰属するものとする。
- 3 「乙」は、「甲」の承諾を得ないで、業務の成果を他に公表、貸与、又は使用してはならない。

第21条 疑義の協議

- 1 本業務の実施にあたり、本特記仕様書に定めのない事項、疑義を生じた場合は、その都度「甲」と「乙」が協議し、「甲」が決定し、「乙」はその指示に従わなければならない。

第22条 位置の基準

- 1 本業務で準拠する水平位置の基準は測地成果2011座標系とし、高さの基準は東京湾平均海面とする。

第2章 計画準備

第23条 要旨

- 1 計画準備は、本業務の目的を十分考慮し、合理的かつ正確に作業を実施するために必要な各工程の検討を行い、実施計画を立てるものとする。
- 2 また、作業実施に必要な資料の収集整理も併せて行うものとする。

第24条 全体計画

- 1 本業務を遅滞なく効率的に実施するために、議会認定のスケジュール等の外的要因も考慮した全体計画を立案する。

第25条 資料収集・整理

- 1 「甲」は作業に必要な竣工図等の資料を「乙」に貸与するものとする。

第3章 数値図化レベル1,000

第26条 要旨

- 1 本作業は、補正対象路線に対して、空中写真測量を用いて道路現況を取得するとともに、大崎市道路台帳整備基準書に基づき道路台帳要素データを取得し、道路台帳図データを作成するものである。
- 2 数値図化で使用する空中写真ならびに同時調整結果は「甲」より貸与する。
- 3 数値図化での地形・地物の取得範囲は道路中心線から左右各25mの範囲とする。
- 4 測量の対象は、補正対象となる市道路線の他に、当該市道路線と交差、接続する路線の交差・接続部の測量を含むものとする。
- 5 地形・地物は補正区間と既測区間との接合を図ると共に、交差・接続する区間との整合性を図るものとする。

第27条 計画準備

- 1 作業着手前に、測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立て、「甲」に報告するものとする。

第28条 現地調査

- 1 現地調査は、数値地形図データを作成するために必要な各種表現事項、名称等について地図情報レベルを考慮して現地において調査確認し、その結果を空中写真及び参考資料に記入して、数値図化及び数値編集に必要な資料を作成する作業をいう。
- 2 現地調査は、撮影された数値写真を簡易的に接合させ1/1,000程度に出力したものをを用いるものとする。

第29条 数値図化

- 1 数値図化は、数値写真、GPS/IMU解析等で得られた成果を使用し、デジタルステレオ図化機を用いて、ステレオモデルを構築し、地形、地物等の座標値を取得し、数値図化データを記録する作業を行い、次の点を考慮し行うものとする。
- 2 使用するデジタルステレオ図化機は、内部標定、相互標定、対地標定の機能又は外部標定要素によりステレオモデルの構築及び表示が行え、X、Y、Zの座標値と所定のコードが入力及び記録できる機能を有するものとする。また、画像計測の性能は、0.1画素以内まで読めるものとする。

第30条 数値編集

- 1 数値編集は、現地調査等の結果に基づき、図形編集装置を用いて数値図化データを編集し、編集済データを作成するものとする。

第31条 補測編集

- 1 補測編集は、編集済データに表現されている重要な事項の確認を行い、必要部分を現地において補測する測量（以下「現地補測」という。）を行い、これらの結果に基づき編集済データを編

集することにより、補測編集済データを作成するものとする。

第32条 数値地形図データファイルの作成

- 1 数値地形図データファイルの作成は、補測編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録するものとする。
- 2 数値地形図データファイルには大崎市道路台帳整備基準書並びに「甲」の指示に基づき以下の道路台帳要素を分類して記録するものとする。

名称	取得項目
道路台帳要素	道路部幅員線、歩道部幅員線、道路部幅員数値、車道部幅員数値、歩道部幅員数値、舗装種別、中央帯、側溝、側溝注記、路線番号、路線名称、植樹施設、防護柵、防護柵注記、橋梁、トンネル、踏切

- 3 地形・地物は新規測量区間と既測区間との接合を図ると共に、交差・接続する道路との整合性を図るものとする。

第33条 構造物修正

- 1 補正区間内に存在する橋梁、踏切、トンネルについて、「甲」の整備する施設台帳を更新することとする。

第34条 構造化データ作成

- 1 数値地形図データファイルをインフォマティックス社製のGISソフトウェア「SIS（Spatial Information System）」に取り込み、地物分類、属性を付与して、「甲」に既に導入済の道路台帳閲覧システム（Sonic Web：国際航業㈱社製）で利用可能なデータへの変換を行うものとする。
- 2 変換にあたっては既存区間と新規区間の整合性を図りながら既存データと新規データの統合を行うものとする。
- 3 構造化データ作成は、システム更新用データとして、道路縁及び区間線を用いて区間ポリゴンを作成することとし、区間ポリゴン並びに道路中心線データには調書と対応付く区間属性を付与するものとする。
- 4 システム更新用のデータは大崎市全域の道路台帳図データと統合し、大崎市全域の道路台帳図データの作成を行うものとする。

第35条 横断面作成

- 1 補正対象区間の幅員構成が変化する箇所、横断面を作成するものとする。
- 2 横断面は約300mに1箇所程度作成するものとする。
- 3 横断面の縮尺は1/100程度の図面とし、DXF形式のCADデータとPDF図面を作成する。
- 4 横断面の測線をGISデータとして作成するものとする。

第4章 調書データ作成

第36条 要旨

- 1 大崎市道路台帳整備基準書に基づき、道路台帳図データから区間単位の調書データを作成する。

第37条 区間測定

- 1 道路台帳図データに対して区間設定を行い、以下の要素について延長や面積等の計測を行う事とする。

名称	取得項目
区間測定	曲率半径、縦断勾配、道路部平均幅員、道路部面積、道部平均幅員、車道部延長、路肩幅員、歩道設置延長、歩道部平均幅員、歩道部延長、歩道部面積、中央帯平均幅員、中央帯延長、中央帯面積、側溝幅員、側溝延長、防護柵延長

第38条 調書データ作成

- 1 前条で計測されたデータに基づき、大崎市道路台帳調書システムに取り込み可能なデータベース形式（Microsoft SQL Server形式）で調書データを作成するものとする。
- 2 調書データの基本項目については下表のとおりとする。

項目名	詳細内容
区間属性	地区番号、路線番号、区間番号、道路種別、自動車専用区分、区間種別、舗装種別、交差重用区分・交差重用路線番号、改良・未改良区分、共用区分、自動車交通不能区分、曲率半径、縦断勾配、道路敷幅員、道路敷面積、道路部幅員・延長、車道部幅員・延長、歩道部幅員・延長、中央帯幅員・延長・面積・植樹施設・交通島、側溝種別・幅員・延長、防護柵種類・延長、独立専用自歩道 等
路線属性	地区番号、路線番号、路線名称、起終点所在地、道路敷地、主要な経過地 等
橋梁属性	施設番号、分割番号、施設名称、施設箇所、一般有料区分、建設年次、橋梁箇所、橋梁種別、橋格、路面位置、上部工構造形式、上部工使用材料、上部工床版材料、下部工基礎、最大支間長、径間数、適用示方書類、耐荷荷重、設計荷重、他域延長、延長、道路部幅員、車道部幅員、歩道幅員 等
トンネル属性	施設番号、分割番号、施設名称、施設箇所、一般有料区分、建設年次、有効高、路面区分、トンネル分類、壁面区分、換気、照明、非常用通報、非常用警報、非常用消化、非常用その他、他域延長、管理区分、延長、道路部幅員、車道部幅員、歩道幅員 等
踏切属性	施設番号、分割番号、施設名称、施設箇所、一般有料区分、建設年次、有効高、路面区分、交差種別、踏切道種別、鉄道事業者名、鉄道線名、単複線区分、歩道等施設、対道路幅員差起点、対道路幅員差終点、交差角度、道路勾配起点、道路勾配終点、見とおし距離、道路交差点距離、遮断時間、延長、全幅員 等

第5章 道路台帳管理・閲覧システム更新

第39条 路線網図データ修正・出力

- 1 過年度に作成された路線網図データを現況に合わせて修正を行うものとする。
- 2 路線網図データには調書と対応する路線属性を付与するものとする。
- 3 路線網図出力図に表示する項目については以下のとおりとする。
 - (1) 路線の中心線（等級で色分けする）
 - (2) 路線の起点・終点
 - (3) 路線番号
 - (4) 重量橋位置・管理番号・名称
 - (5) 高速道路、国道、主要地方道、県道
 - (6) 行政界、地区界（旧行政界）
- 4 出力図の図郭割、縮尺、整飾等は過年度の成果と同様とし、「甲」が指定の数量を出力すると共にPDF形式の図面データを作成する。
- 5 「甲」の指示により、路線網図に対応する路線の一覧表を作成するものとする。
- 6 認定・廃止の対象となる路線については、「甲」の指示により議会での認定・廃止及び告示に必要な資料の作成を行う。

第40条 調書データ更新

- 1 台帳調書データを調書システムに取り込み、各種帳票を出力するための電算処理を行うものとする。
- 2 電算処理後のデータを用いて各種調書の出力を行い、「甲」の保有する出力調書の差し替えを行うものとする。

第41条 更新データインストール・システム環境設定

- 1 更新された数値地形図データファイル、道路台帳図データ、横断面データ、台帳調書データ、路線網図データを、「甲」に既に導入済の道路台帳閲覧システム（SonicWeb）サーバ並びに窓口閲覧用（スタンドアロン）にセットアップを行い、両システムが問題なく稼動可能な状態に必要な設定等を行うものとする。
- 2 なお、本業務において、道路台帳管理システム並びに道路台帳閲覧システムの入れ替えや改変は想定していない。

第42条 報告書作成

- 1 本業務で実施した作業内容を取りまとめた報告書を作成するものとする。
- 2 報告書には本業務で作成する各種電子データをCD-ROM等の媒体で収録するものとする。
- 3 打合せ記録簿は報告書内に収録すること。
- 4 本業務を実施する過程で判明した課題や次年度以降に補正が必要となる路線を取りまとめること。

第1章 点検結果等インストール

第1条 点検箇所ポイントデータ入力（橋梁・法面）

- 1 「甲」が実施した橋梁点検及び法面点検結果を「甲」が管理するシステムに格納し、点検結果の集計、検索等の運用を可能とするため、点検結果レイヤを作成し、レイヤ上に点検箇所ごとに構造物別のシンボルを入力するものとする。
- 2 入力するシンボルは点検箇所上に入力するものとし、システムの道路台帳図で使用している1/1000現況平面図のGISデータと重ね合わせられるように入力するものとする。

第2条 属性データ整理（橋梁・法面）

- 1 前条で作成したシンボル（図形）に対し、システム上にて、調査結果の色分け図や抽出が行えるよう判定区分や点検結果の基本的内容を属性情報として取りまとめ、システムに取り込めるようにデータの整理を行うものとする。
- 2 属性データの整理にはシンボル（図形）と突合させるために全ての点検箇所にシステムにて認識可能なユニーク番号を図形及び属性データの相互に付与するものとする。

第3条 関連ファイル整理（橋梁・法面）

- 1 既存の点検表等の付属資料を「関連ファイル」として、システムに格納するためにデータの整理を行うものとする。
- 2 関連ファイルは点検箇所ごとに整理するとともに、システムにて呼び出しが行えるよう前述のユニーク番号を付与したフォルダごとに整理するものとする。

第2章 成果品

第4条 成果品

1 本業務における成果品は以下の通りとする。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 数値地形図データファイル | 1式 |
| (2) 道路台帳構造化データファイル | 1式 |
| (3) 横断図データファイル | 1式 |
| (4) 道路台帳調書データ | 1式 |
| (5) 道路台帳調書(ファイル製本及び各地区ごとの製本) | 1式 |
| (6) 市道認定路線網図データ | 1式 |
| (7) 市道認定路線網図出力図 | 1式 |
| (8) 精度管理表及び品質評価表 | 1式 |
| (9) メタデータ | 1式 |
| (10) 点検結果等GISデータ (SHAPEファイル形式) | 1式 |
| (11) 打合せ記録簿 | 1式 |
| (12) 作業報告書 | 1式 |

第3章 暴力団の排除について

第5条 暴力団の排除について

- 1 この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- 2 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- 3 この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

[illegible]

総括表

費目	単位	数量	単価	金額	摘要
測量業務価格					
	式	1			
業務価格					
	式	1			
消費税相当額					
	式	1			
業務委託料					
	式	1			

大崎市

業務委託費内訳書

業務名	令和7年度 大崎市道路台帳データ補正業務				業 項 種 目	測量業務 補正業務		
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
補正業務								
			式	1				
データ補正業務								
			式	1				
計画準備								
			式	1				
全体計画								内 1号
			式	1				
資料収集・整理								内 2号
			式	1				
打合せ協議								内 3号
			式	1				
既存路線数値図化(1,000)								
			式	1				
作業計画								
			km2	0.23				
現地調査								
			km2	0.23				
数値図化								
			km2	0.23				
数値編集								
			km2	0.23				
補測編集								
			km2	0.23				
数値地形データファイル作成								
			km2	0.23				

大崎市

業務委託費内訳書

業務名	令和7年度 大崎市道路台帳データ補正業務				業 項 種 目	測量業務 補正業務		
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
構造物補正								
			箇所	2				
構造化データ								
			km	4.6				
横断面作成								
			箇所	15				
新規路線数値図化レベル1,000								
			式	1				
作業計画								
			km2	0.11				
現地調査								
			km2	0.11				
数値図化								
			km2	0.11				
数値編集								
			km2	0.11				
補測編集								
			km2	0.11				
数値地形図データファイル作成								
			km2	0.11				
構造物補正								
			箇所	1				
構造化データ								
			km	2.2				
横断面作成								
			箇所	7				

大崎市

業務委託費内訳書

業務名	令和7年度 大崎市道路台帳データ補正業務				業 項 種 目	測量業務 補正業務		
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
既存路線調査データ作成								
			式	1				
区間測定								
			km	4.6				
調査データ作成								
			km	4.6				
新規路線調査データ作成								
			式	1				
区間測定								
			km	2.2				
調査データ作成								
			km	2.2				
システム更新								
			式	1				
路線網図データ修正・出力								内 4号
			式	1				
調査データ更新								
			km	1,823.07				
更新データインストール・システム環境設定								内 5号
			式	1				
報告書作成								内 6号
			式	1				
点検結果等インストール								
			式	1				
点検箇所データ入力(橋梁・法面)								
			箇所	200				

大崎市

業務委託費内訳書

業務名	令和7年度 大崎市道路台帳データ補正業務					業 項	種 目	測量業務 補正業務	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額		数量・金額増減	摘要
属性データ整理(橋梁・法面)									
			箇所	200					
関連ファイル整理(橋梁・法面)									
			箇所	200					
直接測量費									
			式	1					
間接測量費									
			式	1					
諸経費									内 7号
			式	1					
測量業務価格									
			式	1					

大崎市

1 次内訳書

単価使用年月	2025. 06
歩掛適用年月	2025. 06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	全体計画						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
測量主任技師							
			人				
測量技師							
			人				
測量助手							
			人				
材料費							
			式	1			
合計							

大崎市

1 次内訳書

単価使用年月	2025. 06
歩掛適用年月	2025. 06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	資料収集・整理						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師			人				
測量技師補			人				
測量助手			人				
機械経費			式	1			
材料費			式	1			
合計							

大崎市

1 次内訳書

単価使用年月	2025. 06
歩掛適用年月	2025. 06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 3号	打合せ協議						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師			人				
測量技師補			人				
測量助手			人				
合計							

大崎市

1 次内訳書

單價使用年月	2025. 06
步掛適用年月	2025. 06
勞務調整係數	1. 000-00000 0. 0 0

[illegible]

大崎市

1 次内訳書

單僱使用年月	2025. 06
步掛適用年月	2025. 06
勞務調整係數	1. 000-00000 0. 0 0

[illegible]

大崎市

單價使用年月	2025. 06
步掛適用年月	2025. 06
勞務調整係數	1. 000-00000 0. 0 0

大崎市

單價使用年月	2025.06
步掛適用年月	2025.06
勞務調整係數	1.000-00000 0.0 0

大崎市

[illegible]

地区番号	地区名	路線番号	路線名	既存延長(m)	新規延長(m)
1	鳴子温泉	00396	町十文字線	751.30	
1	鳴子温泉	00406	上原小僧線	16.29	
	鳴子温泉 集計			767.59	
2	岩出山	00149	団子沢線	84.14	
2	岩出山	02002	汀線	1309.04	
	岩出山 集計			1393.18	
3	古川	01035	寺東通揚線	460.40	
3	古川	01044	下前田古川線	131.87	
3	古川	02008	宮沢高清水線	471.56	
	古川 集計			1063.83	
7	田尻	01003	木戸・小塩線	288.71	
7	田尻	01005	富岡・木戸線	379.43	
7	田尻	02008	上高野・百塚線	193.09	
7	田尻	03096	三代山線	207.39	
7	田尻	03097	簗田線	74.91	
7	田尻	03107	寺川戸線	189.89	
7	田尻	03109	車坂線	44.70	
	田尻 集計			1378.12	
			新規路線		2200.00
	総計			4602.72	2200.00